

# 臨床倫理指針

## 臨床倫理指針

この指針は、基本的人権はもとより当院の「理念・基本方針」「患者さんの権利・責務」などに基づき、すべての職員が臨床における問題に対応し、患者さんにとって望ましい医療を適切かつ十分に提供する事を目的として定めた。

### 基本原則

1. 患者さんの生命の尊厳と人格を尊重するとともに、患者さんの最善の利益を追求した、安全で良質な医療を提供するように努めます。
2. 患者さんの立場・視点に立った対応を常に心掛け、良好な信頼関係に基づいた医療を患者さんと協同して行います。
3. 情報を正しく伝え、十分な説明と同意に基づく自己決定を尊重します。
4. 患者さんのプライバシーを尊重し、職務上の守秘義務の遵守と個人情報の保護を徹底します。
5. 患者さんの意思決定を支援します。
6. 関連法規を遵守し医療倫理の諸指針を遵守します。

### 具体的な臨床倫理問題への対応方針

#### 1. 個人情報保護について

患者さんの要配慮個人情報・個人識別符号等を含めた個人情報・データの管理・取り扱いについては、「個人情報保護法」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのガイドライン（厚生労働省）」等の法令、指針を遵守します。

#### 2. セカンドオピニオンについて

患者さんには、納得した治療を受けるために、主治医以外の医師からの意見（セカンドオピニオン）を求める権利があり、他の医療機関の診察を希望する場合には、必要な資料を提供します。その場合にも、一切の不利益を被ることはありません。

#### 3. 検査・治療・入院の拒否、指示不履行について

患者さんが自律的に判断できる場合、自己決定権を尊重し、望まない治療を拒否する事を認めますが、治療による患者さんの利益と不利益等を十分に説明し、慎重に話し合いを重ねます。医療者と患者さんの意向が対立する場合には、必要に応じて「医の倫理委員会」に審査を依頼します。

#### 4. 輸血拒否患者への対応について

宗教上の理由などから輸血を拒否される患者さんには、相対的無輸血の立場をとります。

#### 5. 身体拘束について

当院が定める「身体拘束最小化のための指針」および「身体拘束予防ガイドライン（日本看護倫理学会）」「身体拘束ゼロへの手引き、高齢者ケアにかかるすべての人（厚生労働省）」等に従います。治療上やむを得ない場合の身体拘束は、医師の指示のもと、多職種で「身体拘束の三原則（切迫性・非代替性・一時性）」に基づいて適応・必要性を検討し、必要最軽・最短期間で慎重に行います。

#### 6. 患者さんの意思決定および終末期の意思決定支援について

終末期の医療ケアについては、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスガイドライン」に従い、患者さん・家族と相談のうえ、患者さんの意思に基づいた医療を行います。意思決定支援を要する場合は、「玉造病院における意思決定支援に関する指針」に基づき、多職種で検討し、患者さんにとって最善の利益となる方向で支援を行います。また、可能な限り、疼痛やその他の不快な症状を緩和し、精神的・社会的援助も含めた総合的な医療・ケアを行います。

#### 7. 心肺蘇生不要（DNAR）について

心肺蘇生（CPR）の有効性について、終末期・老衰・救命不能または意識回復が見込めない場合、患者さんやご家族（代理人）に対して、十分な説明をしたうえで、心肺蘇生を行わないことに同意された場合は、その意志を尊重します。ただし、いかなる場合も積極的な安楽死や自殺帮助は認めません。

DNAR（蘇生不要）、治療の中止等、生命の尊厳に関する問題や医療行為の妥当性に関する問題については、多職種で検討し、患者さんにとって最善を思われる治療方針を決定します。

#### 8. 虐待について

小児、高齢者、障がい者等への虐待が疑われた場合には、当院が定める「児童虐待対応マニュアル」「高齢者虐待防止マニュアル」「障がい者虐待防止マニュアル」に従います。

#### 9. 臓器提供について

法令を遵守し、当院が定める「臓器移植に関する指針」に従います。

#### 10. その他の倫理的問題について

本臨床倫理指針の原則に従い判断しますが、判断が困難な場合は「医の倫理委員会」にて検討します。

この指針は、令和7年4月1日から施行する。

JCHO 玉造病院 医の倫理委員会